

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。紫陽花が雨に映える梅雨の時期となりました。本格的な夏を前に日々暑さが増しておりますので、体調管理には十分にご留意ください。
今回は、毎年7月上旬に提出する「社会保険料の算定基礎届」についてご案内いたします。

社会保険の算定基礎届

社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金保険）は、実際の給与と大きくかけ離れないよう、年に一回見直しされます。この見直し手続きのため、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3カ月間（4月、5月、6月）に支払われた給与を報酬月額として算定基礎届により届け出ます。厚生労働大臣はこの届出内容に基づき、標準報酬月額を決定し直します。決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

(1) 提出期間等

提出期間：7月1日（土）から7月10日（月）まで

提出先：算定基礎届送付時に同封している返信用封筒により事務センターへ郵送、
電子申請または管轄の年金事務所担当窓口

(2) 提出物

「届出用紙」で提出する場合

- ・被保険者報酬月額算定基礎届（70歳以上被用者算定基礎届）
- ・被保険者報酬月額変更届（70歳以上被用者月額変更届）【令和5年7月改定者の場合】

※届出用紙以外に「電子申請」、「電子媒体（CD・DVD）」での提出も可能です。

詳細は、日本年金機構『算定基礎届の記入・提出ガイドブック 令和5年度』をご参照ください。

(3) 提出の対象となる被保険者の範囲

7月1日現在のすべての被保険者が、定時決定（算定基礎届）の対象です。
ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- ①6月1日以降に資格取得した方
- ②6月30日以前に退職した方
- ③7月改定の月額変更届を提出する方
- ④8月または9月に随時改定が予定されている方

※上記③および④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3. 月額変更予定」を○で囲んでください。

<届出記載例>

① 被保険者識別番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 標準報酬月額(円)	
23	300	300	300	5-430522	7月	300	300	300	300
1	300	300	300	5-430522	7月	300	300	300	300
2									
3									
4									
5									
6									

3.月額変更予定 に○

出典：日本年金機構『算定基礎届の記入・提出ガイドブック 令和5年度』

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350